

郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止について（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 20 年 9 月 8 日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）に対しあっせんします。

（行政相談の要旨）

私は、定額郵便貯金の満期後、貯金証書を紛失していることに気付き、全額の払戻しを受けるため郵便局から払戻証書を受けたが、当時、病気で入退院を繰り返していたことなどあって、払戻証書のことをすっかり忘失してしまい、払戻金に関する権利が消滅してしまった。

この払戻証書については、有効期間（6 か月）経過後 3 年間再交付の請求を行わないと、払戻金に関する権利が消滅してしまうとのことであるが、この期間（3 年 6 か月）は、事情を抱える者にとっては短いので、延ばしてほしい。

（行政評価局の調査結果）

- 郵便貯金の払戻金に関する権利消滅（旧郵便貯金法第 40 条）—当該規定は郵政民営化後もなお有効
 - ・ 郵政民営化 → 定期性の郵便貯金は機構に承継：約 131 兆円（平成 19 年 10 月 1 日）
 - ・ 払戻証書 → 証書や通帳を紛失した郵便貯金を払い戻す場合、これらの代わりに機構が発行するもの
 - ・ 制度の概要 → 払戻証書の有効期間は 6 か月。有効期間経過後 3 年間のうちに再発行の手続をしないと郵便貯金の権利が消滅
- 現 状
 - 預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅の発生
 - ・ 払戻金の権利消滅は毎年数億円規模で発生
 - ⇒ 平成 16 年度：2.6 万件 6.8 億円、17 年度：3.3 万件 5.1 億円、18 年度：5 万件 9 億円
 - （参考）払戻証書の発行実績：152 万件 7,457 億円（平成 18 年度）
 - 払戻金に関する権利消滅前において預金者に対する通知なし
 - ・ 預金者に対する通知は、払戻証書の発行から 4 か月を経過しても払戻しの請求がない場合のみであり、権利消滅前には通知は行われていない。
 - ※ 定額郵便貯金等については、満期後 20 年を経過しても払戻しの請求等がない場合には通知（催告）が行われ、その後 2 か月を経過しても払戻しの請求がない場合には郵便貯金の権利が消滅する。
 - 機構実施の払戻証書の早期払戻しを呼びかける新聞広告等は預金者に知られておらず、注意喚起策としては不十分
 - （参考）新聞広告を「確かに見た」：4.1%、「見たような気がする」：18.6%、「見た覚えがない」：77.3%
「郵便貯金・簡易保険の利用に関する意向調査（第 2 回）」結果（平成 20 年 4 月機構実施）

（推進会議の検討結果）

預金者の忘失等による郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止を図ることが必要であり、その対策としては、権利消滅の期間を延長するより、権利消滅前において預金者に対し通知等を実施することとする方が有効

（あっせん要旨）

機構は、預金者サービスの向上を推進する観点から、権利消滅前において預金者に対し個別に通知することを始め個々の預金者に対し有効な措置を講ずることについて検討することが必要

資料 1

郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止について

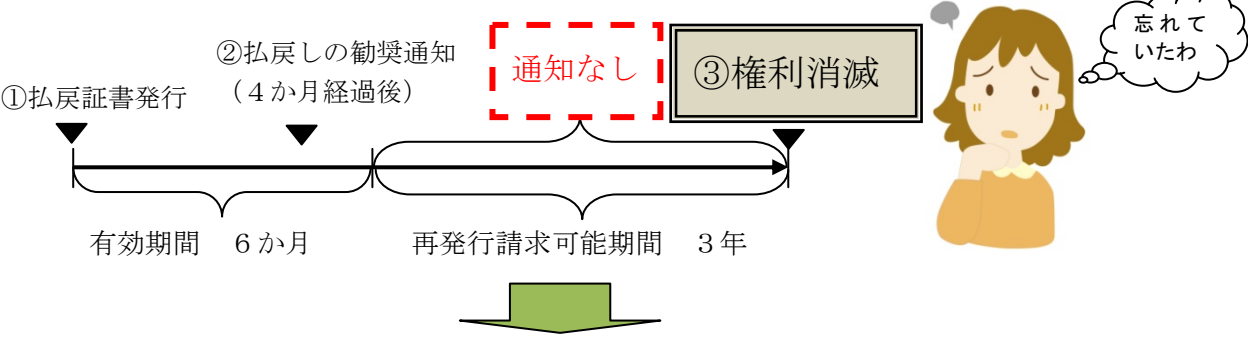
－ 預金者サービスの向上の推進 －

現 状

証書や通帳を紛失した郵便貯金を払い戻す場合、これらの代わりに機構が払戻証書を発行

- 預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅の発生
 - 払戻証書の有効期間（6か月）経過後3年間再交付請求がない場合、払戻証書に記載された貯金に関する預金者の権利は消滅
 - ・払戻金の権利消滅高 ⇒ H16年度：6.8億円、17年度：5.1億円、18年度：9億円
- 払戻金に関する権利消滅前において預金者に対する通知なし
- 機構実施の払戻証書の早期払戻しを呼びかける新聞広告等は預金者に知られておらず、注意喚起策としては不十分

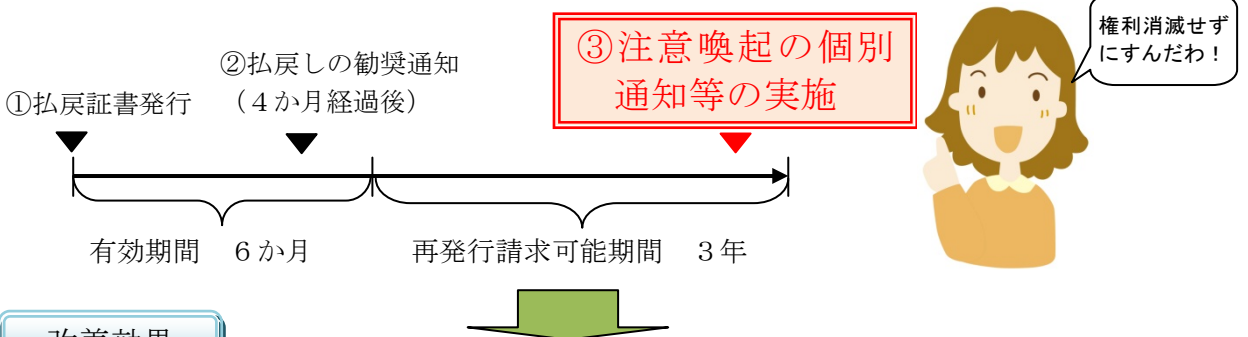
(参考) 新聞広告を「確かに見た」：4.1% (平成20年4月機構実施の意向調査結果)



改善策
(あっせん内容)

払戻金に関する権利消滅前において預金者に対し個別に通知することを始め個々の預金者に対し有効な措置を講ずることについて検討することが必要

※ 預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅を防止するためには、払戻証書の有効期間経過後であっても3年間の再交付請求期間が設けられていることなどから、権利消滅の期間を延長するより、権利消滅前において預金者に対し通知等を実施することとする方が有効



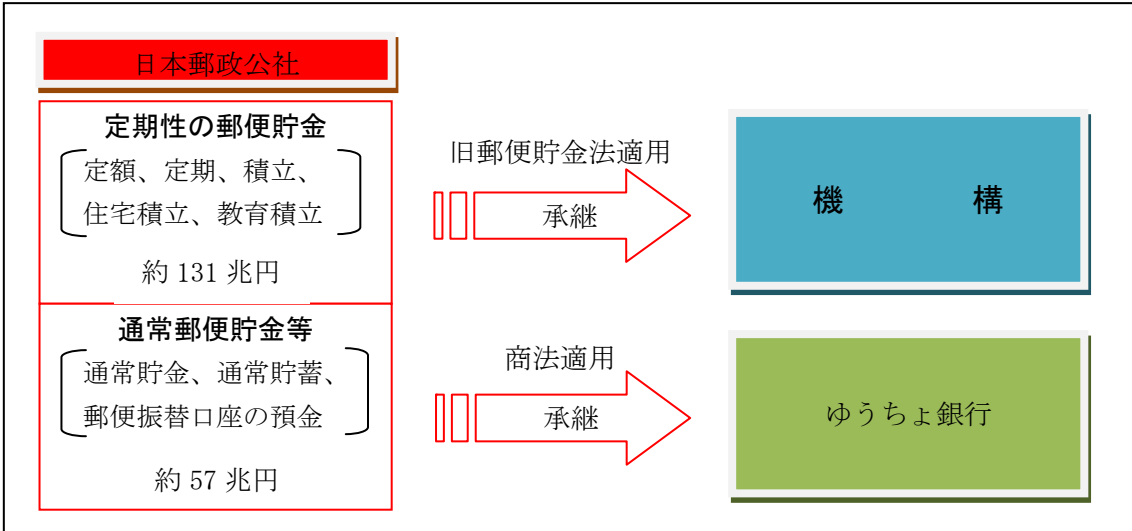
改善効果

預金者の忘失等による郵便貯金の払戻金に関する権利消滅の防止

資料 2

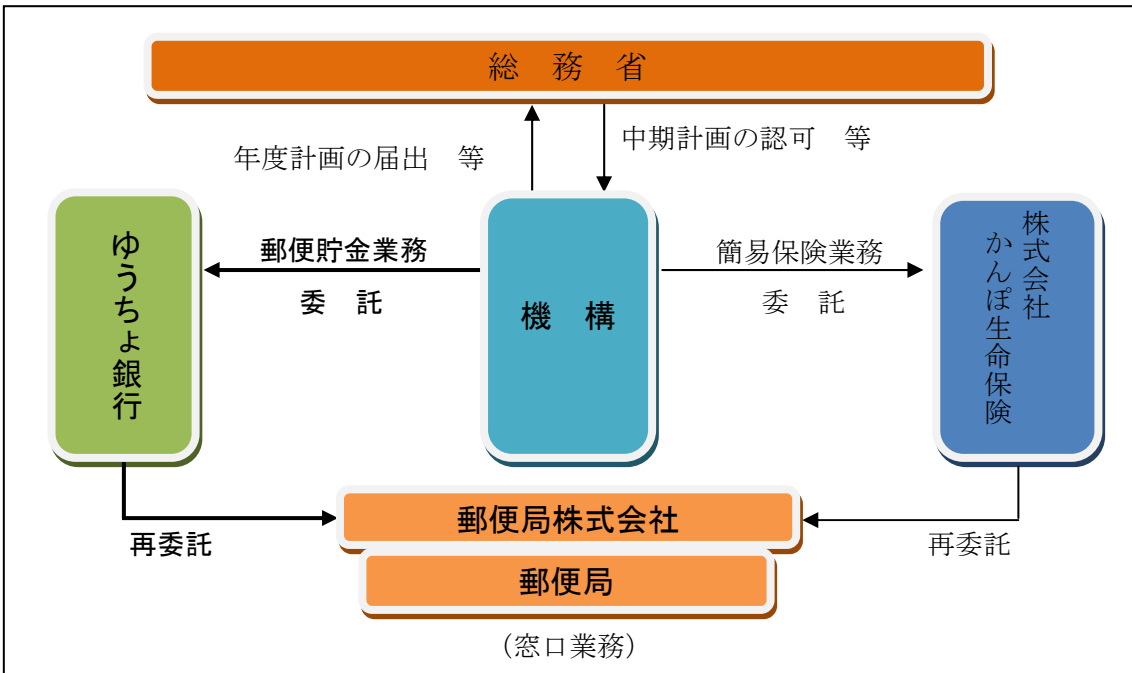
郵政民営化後の郵便貯金の取扱い

郵政民営化前に預け入れられた郵便貯金については、定額郵便貯金等の定期性の郵便貯金は機構に、その他の通常郵便貯金等は株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）に、それぞれ承継されている。



機構業務の流れ

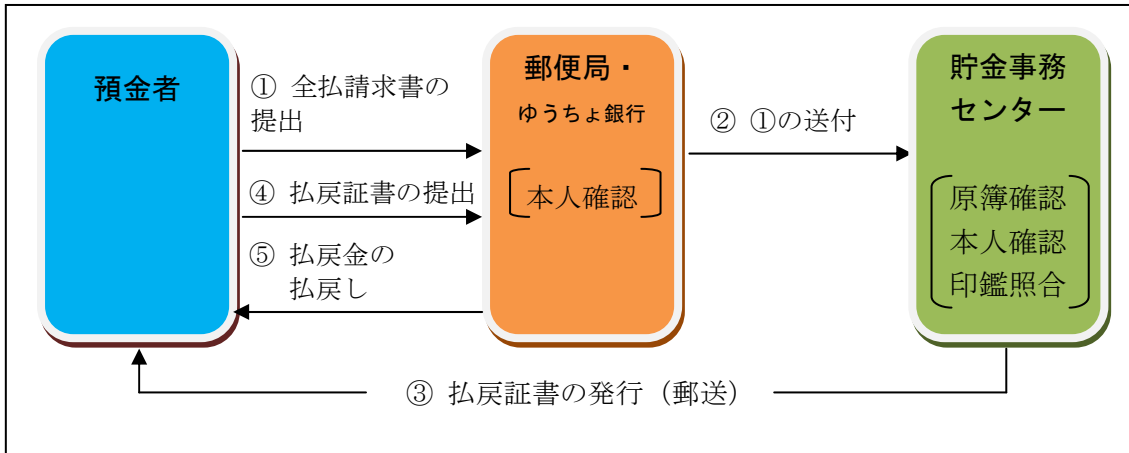
機構に承継された定期性の郵便貯金の払戻しなどの窓口業務については、ゆうちょ銀行に委託されるとともに、更にゆうちょ銀行から郵便局株式会社に再委託されており、郵便局若しくはゆうちょ銀行（以下「郵便局等」という。）の窓口で手続が行われることとなっている。



資料 3

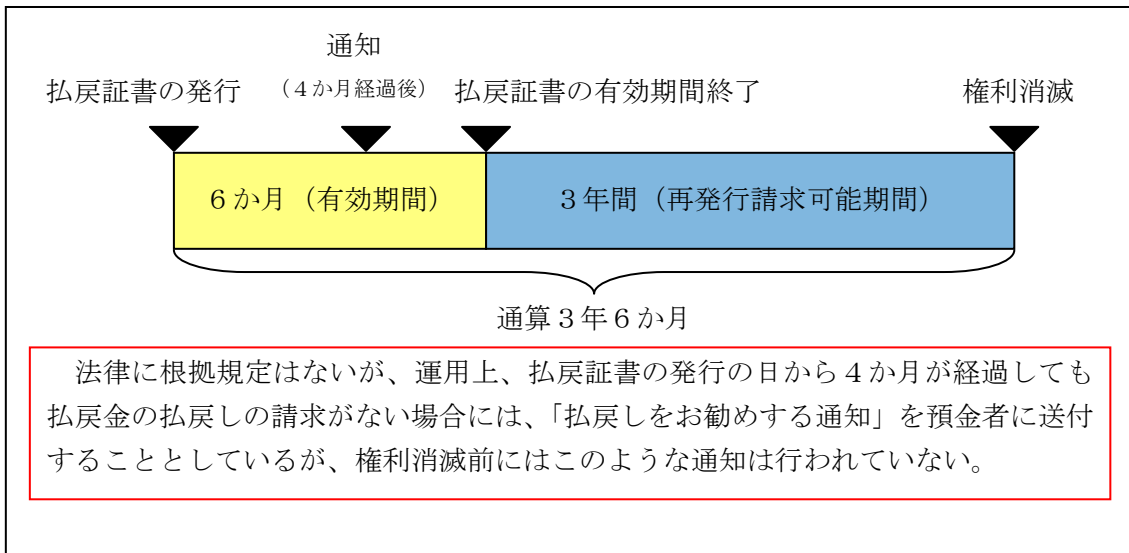
満期後、貯金証書を紛失した場合の払戻し手続の流れ

貯金証書を紛失した場合、「全払請求書」を郵便局等に提出し、一旦貯金の全額払戻しの請求を行い、その後、貯金事務センターから送付される「払戻証書」を郵便局等に提出することにより、貯金の払戻しを受けることができる。



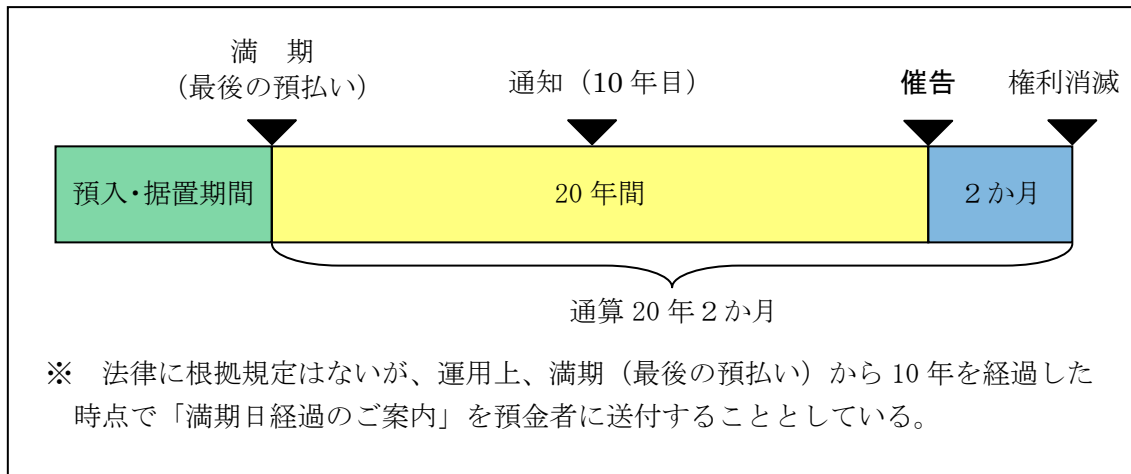
払戻金の権利消滅までの流れ

払戻証書の有効期間（6か月）経過後3年間払戻証書の再交付の請求がないときは、払戻証書に記載された貯金に関する預金者の権利は消滅する（旧郵便貯金法第40条）。



満期となった定額郵便貯金等の権利消滅までの流れ

通常、満期となった定額郵便貯金等については、その後 20 年間、払戻しの請求等がない場合は、機構から預金者に対し「権利消滅のご案内（催告）」が行われており、その催告を発した日から 2 か月を経過しても預金者から払戻しの請求がない場合には、郵便貯金に関する預金者の権利は消滅する（旧郵便貯金法第 29 条）。



払戻金に関する権利消滅の発生

預金者の忘失等による払戻金に関する権利消滅は、平成 17 年度で約 5 億円、平成 18 年度では約 9 億円発生している。

(単位：千件、百万円)

年 度	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
件 数	32	28	26	33	50
金 額	130	402	683	515	904

(注) 旧日本郵政公社の提出資料に基づき当省が作成した。

(参考) 払戻証書の発行実績

件数：152 万件 金額：7,457 億円（平成 18 年度）

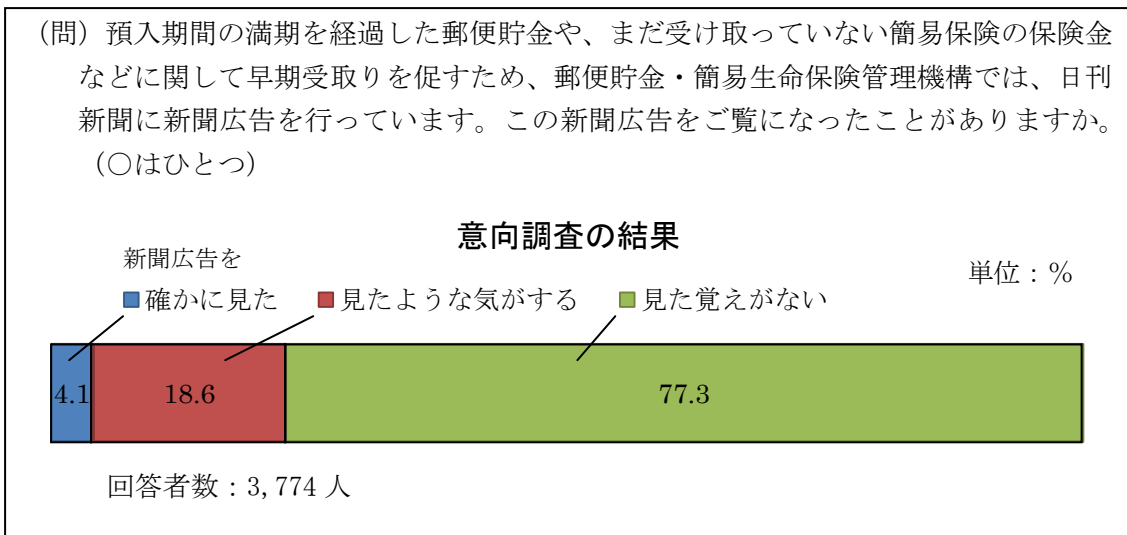
＝ 参 考 ＝

払戻証書の早期払戻しを呼びかける新聞広告の認知度

機構では、平成 19 年 12 月から不定期に預入期間が経過した郵便貯金の預金者や払戻証書を持っている預金者に対し早期払戻しを呼びかける新聞広告等を実施している。

しかし、平成 20 年 4 月に機構が実施した「郵便貯金・簡易保険の利用に関する意向調査（第 2 回）」（全国のモニターの中から 6,000 人を抽出調査）の中に、この新聞広告について尋ねている事項があり、その結果によれば、新聞広告を「確かに見た」4.1%、「見たような気がする」18.6%となっており、預金者の認知度は低調なものとなっている。

郵便貯金・簡易保険の利用に関する意向調査の結果（抜粋）



(注) 機構の資料に基づき当省が作成した。

【関係法令抜粋】

○ 郵便貯金法

(昭和二十二年十一月三十日法律第四百四十四号)

(払戻証書の有効期間)

第三十八条 払戻証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

2 預金者が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払戻金の払渡の請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

(払もどし金に関する権利の消滅)

第四十条 払もどし証書の有効期間の経過後三年間払もどし証書の再交付の請求がないときは、その払もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

(参考) 貯金に関する権利の消滅

第二十九条 第四十条の二第一項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間その貯金の全部払戻しの請求(同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。)がない場合において、公社がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

○ 郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則

(平成十七年十月二十一日法律第百二号)

第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法(第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項(旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項(旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

= 参 考 =

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和 62 年 12 月発足）。

会議のメンバーは、次のとおり。

(座長) 堀田	力	さわやか福祉財団理事長、弁護士
秋山	収	元内閣法制局長官
大森	彌	東京大学名誉教授
加賀美幸子		千葉市女性センター名誉館長
加藤	陸美	(社)全国国民年金福祉協会連合会理事長
小早川光郎		東京大学大学院法学政治学研究科教授
谷	昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会長

行政苦情救済推進会議での主な意見

- 払戻証書のことを忘失等してしまう預金者にとっては、払戻金に関する権利消滅の期間を延長するより、権利消滅前において通知等を実施することとする方が有効。
- 機構は、預金者サービスの向上を推進する観点から、払戻金に関する忘失等による権利消滅の防止対策を図ることが必要。